

○日本育英会支部職員の訓告及び嚴重注意に関する規程

平成9年5月15日

達第942の2号

第1条 職員の訓告及び嚴重注意については、この規程に定めるところによる。

第2条 職員が非違の行為を犯した場合に、「日本育英会支部職員服務規程第19条」の懲戒処分に該当するに至らない者に対して、注意を喚起し、その服務を嚴重ならしめることを目的とする。

第3条 訓告及び嚴重注意は、支部長がこれを行う。

第4条 訓告及び嚴重注意は、職員に文書を交付することによつて行う。

附 則

この規程は、平成9年5月15日から施行する。